第三節　監督

（届出事項）

第百八十二条の十四　指定紛争解決機関は、法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等の名称

二　次項第六号に掲げる場合　指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三　次項第七号に掲げる場合　特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等の名称

四　次項第八号又は第九号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

2　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の十九第二号に規定する主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二　親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号及び次条第一項第八号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号及び次条第一項第八号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三　親法人が親法人でなくなったとき。

四　子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七　特定火災共済協同組合又は特定共済事業協同組合等から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であって、当該申込みを拒否したとき。

八　指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九　加入協同組合等又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3　前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百八十二条の十五　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、次に掲げる事項を記載し、事業年度経過後三月以内に行政庁に提出しなければならない。

一　紛争解決等業務の概要

二　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

三　組織に関する事項

四　紛争解決委員及び役職員の増減

五　役員の氏名等

六　他の事業（指定特定火災共済事業等紛争解決機関（法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）にあっては、特定火災共済事業等に係る紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいい、指定特定共済事業等紛争解決機関（同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。）にあっては、特定共済事業等に係る紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。）の種類及び内容

七　役員の兼職状況

八　主要議決権所有者（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者をいう。）並びに親法人及び子法人の氏名等

九　意思決定機関の状況

十　加入協同組合等の状況

十一　紛争解決等業務の状況

イ　苦情処理手続の実施状況

ロ　紛争解決手続の実施状況

ハ　紛争解決等業務の料金及び負担金の総額（当期の状況）

ニ　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

十二　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

十三　その他特記事項

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

5　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第百九十条中「第九条の七の五第一項」の下に「並びに法第六十九条の四第一項及び第二項」を加え、「及び法第百五条の四第六項」を「並びに法第百五条の四第六項」に改める。

第百九十八条第一項に次の一号を加える。

五　共済事業を行う組合が、法第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合若しくは同項第三号に規定する特定共済事業協同組合等に該当することとなった場合又は該当しないこととなった場合

第百九十八条第四項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項第五号に該当する場合の届出は、様式第四十三による届書に共済事業を利用している組合員以外の者の総数その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

第二百条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　行政庁（都道府県知事を除く。）は、指定紛争解決機関について法第六十九条の二第一項の指定に関する申請があったときは、当該申請がその事務所に到達後二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

様式第三十四を次のように改める。